第 13 巻 Vol. 13

京都工芸繊維大学学術報告書

BULLETIN OF KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

令 和 2 年 12 月 Dec. 2020

京都工芸繊維大学発行 published

by

KYOTO, JAPAN

京都工芸繊維大学学術報告書

第 13 巻

令和 2 年 12 月 28 日 印刷 令和 2 年 12 月 28 日 発行

編集者 京都工芸繊維大学

発 行 者 〒606-8585 京都市左京区松ケ崎橋上町1番地

紀要委員 前田耕治 半場祐子 角野広平

亀 井 加恵子 門 勇 一 森 西 晃 嗣

小 山 恵 美 奥 林 里 子 櫛 勝 彦

筝 拓 矢 並 木 誠 士

目 次

イタリアから渡来した養蚕教材について								
	田(髙濱)昌利	長岡	純治	倉知	桂子	地村	千里	
	产	孫 不	有里加	首藤	優子	秋野	順治	1
ある生物学者の 40 年ロマンス						山口	政光	15
詠嘆の「も」と挨拶語 一日本語の共在感覚―		•••••			····	罗田 美	美恵子	29
京都工芸繊維大学附属図書館と美術工芸賞 一京都蚕業講習所および京都高等工芸賞				倉知	桂子	並木	誠士	45
京都工芸繊維大学紀要投稿論文の執筆等に京都工芸繊維大学紀要の香読に関する取扱								i iii

京都工芸繊維大学紀要投稿論文の執筆等に関する要領

制定 平成19年7月23日 改正 平成19年8月28日 改正 平成20年11月7日 紀 要 委 員 会 決 定

- 第1 この要領は、京都工芸繊維大学紀要発行要項(平成19年7月23日紀要委員会決定)第4の規定に基づき、投稿論文の執筆等に関し必要な事項を定める。
- 第2 投稿論文原稿の本文は、30頁以内とする。
- 2 投稿論文原稿は、次の各号に掲げる形式で作成しなければならない。
- (1) 白色A4判用紙の上端30mm、下端30mm、左右22mmの余白をとり、原則として 横書きで記入する。
- (2) 本文の文字の大きさは和文11ポイント、欧文12ポイントとし、1行44字、1頁40行を原則とする。
- (3) 和文原稿の書体は、表題・見だし等はゴシック体、本文は明朝体を原則とし、英文原稿の書体は、表題・見だし等は Arial、本文は Times New Roman を原則とする。
- 3 図、表及び写真等は本文中に挿入しなければならない。

第3 原稿の構成は、原則として次の表のとおりとする。

がり が何~~時次は、が対ししてびっていってする。						
和文原稿の場合	英文原稿の場合					
1. 表題のページ	1. 表題のページ					
表 題 和文・英文	表 題 英文					
著 者 和文・英文	著 者 英文					
所 属 和文・英文	所 属 英文					
主著者の連絡先(E-Mail address を	主著者の連絡先(E-Mail addressを					
含む)	含む)					
サマリー(日本語)	サマリー(英語)					
サマリー:400~600字	サマリー:100~120語					
キーワード:5語程度	キーワード:5語程度					
2. 本文(図、表等)	2. 本文(図、表等)					
参考文献	参考文献					
最大30ページ程度	最大30ページ程度					
3. サマリー(英語)	3. サマリー(日本語)					
表 題	表 題					
サマリー:100~120語	サマリー:400~600字					
キーワード:5語程度	キーワード:5語程度					

- 第4 図及び表は、正確かつ明瞭に書くこととし、それぞれの図及び表には、図1、表1のように通し番号を付すとともに、題を付けなければならない。
- 2 文中に図表などが組み込まれている場合、保存・公開処理の過程において別途に鮮明な図表原稿の提出を求める場合がある。
- 第5 注及び参考文献は、論文の末尾に番号順に一括して入れ、本文中の当該箇所の右肩に 1)、2)のようにして示さなければならない。

- 第6 本文及び図表中で参照している文献は、すべて記載しなければならない。ただし、 単行本の文献については、本文中で参照されている文献のみの記載で足りるものとする。
- 2 雑誌掲載の文献の表記は、著者、雑誌名、巻数、ページ、発行年の順とする。
 - (例) 山田太朗,鈴木一郎,日本○○工学会第19回全国大会講演論文集,547-550,2003.
 - (例) T. Shioyama, H. Wu, N. Nakamura, and S. Kitawaki, Meas. Sci. Technol. 13, 1450-1457,2002.
- 3 単行本の文献の表記は、著者、書籍名、発行所、発行地、ページ、発行年の順とする。
 - (例) 村上陽一郎, 安全学, 青土社, 東京, 219-235, 1998.
 - (例) F. E. Zeuner, A History of Domesticated Animals, Harper and Row, New York, 436-439, 1963.
- 4 本文中での引用表記の方法は次のとおりとする。
 - (例) B. Bloom が提唱するような到達すべき目標 11) を目指した・・・・
 - (例) 西尾は・・・と述べている⁶⁾。
 - (例) Shioyama et al. 13) reported . . .
 - (例) ... were found in ancient Egypt.¹⁴⁾
- 第7 紀要委員会に提出する投稿論文原稿は、A4判用紙に印刷したもの3部及び電子媒体(DOCまたはPDF形式)とする。
- 第8 投稿論文が英文原稿である場合は、執筆者の責任において、ネイティブチェック等 を受けた原稿を提出する。
- 第9 論文の掲載が決定された場合には、執筆者は紀要委員会に完全原稿(A4版プリントアウト1 部及び MS Word 形式のファイル)を提出する。
- 2 前項の場合において、Windows 又は Mac 以外のOSを利用している場合又は Ms-Word 以外のワープロソフトを利用した原稿の提出を予定している場合は、掲載決定後速やかに紀要委員会に提出方法について相談しなければならない。
- 第10 論文の掲載決定後において、編集の作業上加筆修正(論文識別符号等)等が必要となった場合は、執筆者に原稿を戻し、執筆者本人が完全原稿を作成することを原則とする。この場合において、書式・レイアウトを統一するため必要な場合は、紀要委員会の判断で体裁を変更する場合がある。
- 2 完全原稿には、欄外のヘッダーとして紀要委員会が指示する紀要巻・号など必要な情報を記入し、フッターの中央には各論文ごとの頁番号を記入する。
- 第11 完全原稿提出後における執筆者の校正は、2回までとする。

附 則

この要領は、平成19年7月23日から実施する。

附則

この要領は、平成19年8月28日から実施する。

附則

この要領は、平成20年11月7日から実施する。

京都工芸繊維大学紀要の査読に関する取扱要領

 制定
 平成19年7月23日

 改正
 平成24年3月 7日

 紀
 要
 委員会決定

- 第1 この要領は、京都工芸繊維大学紀要発行要項(平成19年7月23日紀要委員会決定)第7 第2項の規定に基づき、本学紀要の査読に関する取り扱いについて定める。
- 第2 査読は、執筆者が査読を希望する場合に行う。査読者には執筆者名、所属部門は伏せて依頼 することとする。
- 第3 執筆者は、査読を希望するときは、学内外から3名以上の査読候補者を記載して提出することができる。
- 第4 紀要委員会は、2名以上の査読者を選出するものとする。 ただし、前項で記載された査読候補者以外から査読者を選定する場合がある。
- - (1) 研究内容に新規性があるか否か
 - (2) 現象等の解明又は解釈等を行い、新しい事実の発見又は論理の展開等をしているか否か
 - (3) 示唆的で発展性があり、今後の研究に取り入れるべき価値があるか否か
- 第6 査読期間は原則として査読依頼日から1ヶ月以内とする。
- 第7 紀要への採否の判定方法
- (1) 査読における評価は、「採択(条件付採択を含む)」「再査読」「不採択」とする。
- (2) 再査読における評価は、「採択(条件付採択を含む)」「不採択」とする。
- (3) 紀要への採否については、全査読結果をもとに紀要委員会で判断する。
- 第8 査読結果の通知
- (1) 紀要への採否が判定され次第、査読結果を著者に通知する。
- (2) 査読者による査読報告書は、筆跡その他により査読者名が判別されないようにした上で著者に伝達する。
- (3) 採否が決定したとき、その論文の査読にかかわる全査読者にその旨を通知する。
- 第9 条件付採択とした場合の取り扱い

投稿者に査読者の意見を通知し、1ヶ月以内に原稿の修正を求め、査読主査は修正原稿について査 読者の指摘する修正がなされているか確認する。

第10 再査読とした場合の取り扱い

- (1) 投稿者に、2ヶ月以内に修正原稿の再提出及び査読結果に対する回答書の提出を求める。
- (2) 上記(1)の期限を超えて提出したものは、提出された日を受付日とする。
- (3) 修正原稿については、当初に選定した査読者(不採択と判断した査読者を除く。)に改めて査読 及び再査読結果報告を依頼する。再査読期間は概ね3週間とする。
- (4) 紀要委員会は、再査読結果に基づき、改めて審議する。

第11 不採択とした論文の再投稿の取り扱い

不採択とした論文については、改稿のうえ改めて投稿することを可能とし、新規論文として扱う。

第12 学外査読者に対する謝礼

- (1) 学外査読者に対しては謝金を支払うこととし、その金額は別に定める。
- (2) 学外査読者に対する謝金の支払いは、1論文につき1回とする。

第13 質疑討論寄稿の取り扱い

- (1)掲載論文に対し、質疑討論の申し込みがあった場合には、当該論文査読者に採否の判定を依頼し、紀要委員会にて採否を決定する。この過程で、採用となった質疑討論に対して著者に回答を求め、そのいずれも論文集に掲載する。
- (2)著者からの回答が1カ月以内にない場合は、質疑討論申込のみ掲載する。

附則

この要領は、平成19年7月23日から実施する。

附則

この要領は、平成20年11月7日から実施する。

附則

この要領は、平成24年3月7日から実施する。

京都工芸繊維大学学 術 報 告 書 第13巻